

先例集 第11章 請願及び陳情 第1節 請願

【改正案】

改正前	改正後
<p>(23) 請願陳情者の説明機会の保障、趣旨説明を希望する請願紹介議員の取り扱いは、委員会条例及び会議規則を確認し、積極的な活用を促進する。</p> <p>(平成24年7月24日議会運営委員会決定)</p>	<p>(23) 請願陳情者の説明機会の保障、趣旨説明を希望する請願紹介議員の取り扱いは、委員会条例及び会議規則を確認し、積極的な活用を促進する。</p> <p>(平成24年7月24日議会運営委員会決定)</p> <p><u>(24) 請願者又は陳情者が、請願又は陳情の趣旨を説明する機会を求めた場合は、定例会初日での委員会付託を経て、散会後に開催する所管の常任委員会において、請願者、陳情者等を参考人として招致を行うか否かを決定する。</u></p>